

入札参加者 各位

## お知らせ

### - 現場代理人の兼務を開始します -

公共工事契約約款においては、現場代理人は工事現場に常駐することとしておりますが、この度、茨城県農林水産部又は土木部の発注する工事に関し、現場代理人の兼務に関する試行を開始しますのでお知らせします。

なお、現場代理人を兼務する場合には、必ず下記の手続きに従ってください。虚偽等があった場合や、安全管理等に起因する事故等があった場合には、今後茨城県農林水産部及び土木部の発注する工事の兼務は認めないとともに、工事成績評定へ反映させ、指名停止措置等も行うことがありますので、ご注意下さい。

### 記

#### 1. 現場代理人の兼務ができる工事

**農林水産部又は土木部発注の予定価格が1,000万円(税込)未満の工事。**

なお、これに該当する工事と、市町村又は一部事務組合発注の工事についても、市町村又は一部事務組合が兼務を認める場合は、現場代理人の兼務ができます。

#### 2. 兼務の条件

- (1) 兼務する各々の工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に現場を離れる場合は、必ず連絡員が工事現場に常駐し、発注者との連絡に支障を来さないこと。
- (2) 一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- (3) 2件までの工事間で兼務すること。

#### 3. 手続き

現場代理人を兼務する場合、工事請負者は、兼務する工事の位置図、工程表を添付のうえ、必ず様式1により発注課(所)長に届け出て下さい。届け出る際は、連絡員の氏名、連絡先を届け出て下さい。

#### 4. 特記仕様書への記載

兼務できる工事については、特記仕様書に次の旨を記載してあります。

##### 現場代理人の兼務)

第 条 本工事の請負者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面(様式1)により届け出なければならない。この場合において、請負者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。

2 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく、適切に現場を管理しなければならない。

3 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となる際には、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

4 兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の、当該請負者に係る農林水産部及び土木部発注工事においては原則として兼務を認めない。

#### 4. 適用

平成21年7月1日以降に起工決議する工事に適用します。